

奈 福 介 福 第 2 7 8 号

平 成 2 8 年 9 月 2 1 日

高齢者福祉施設施設長 様

奈良市健康福祉部介護福祉課長

(公 印 省 略)

介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の
体制整備の強化・徹底について

台風第10号に伴う暴風及び豪雨により、平成28年8月31日に岩手県の認知症高齢者グループホームで多数の利用者が亡くなるなど痛ましい被害がありました。

介護保険施設等においては、自力避難困難な方も多く利用されていることから、利用者の安全を確保するためには、水害・土砂災害を含む各種災害に備えた十分な対策を講じる必要があります。

今般、厚生労働省より別添（写）のとおり、介護保険施設等の職員等が日頃から特に留意すべき事項のほか、参考とすべき過去に発出された通知及び手順等について通知がありました。全文が別記の奈良県公式ホームページに掲載されていますので、自らの取組状況について、別記記載のとおり確認と見直しを実施してください。

居宅サービス事業所等におかれましても、自らが提供しているサービスについて、介護保険施設等に対する通知等を参考に、利用者等の安全対策に努めてください。

また、すべての介護保険・高齢者福祉事業は、提供されるサービスそのものが、公益性の高い社会資源であることを踏まえ、被災を想定したBCP（事業継続計画）を自主的に策定しておくなど、災害への備えを強化してください。

奈良市介護福祉課 施設整備係

電話 0742-34-5422（直通）

別記

[奈良県公式ホームページ URL]

<http://www.pref.nara.jp/43367.htm>

- ◆ 通所介護を含む介護保険施設等では、指定基準又は運営指針に従い、非常災害に関する具体的な計画の策定や見直し及び避難訓練を実施することが義務づけられています。
- ◆ **非常災害に関する計画が具体的なものであるかについて確認し、必要に応じて見直しを図り、適宜、避難訓練を実施してください。**
- ◆ 訪問系サービス等の事業所においても、下記の文書を参考に非常災害時の安全対策に努めてください。

奈良県公式ホームページ掲載文書一覧（平成28年9月15日現在）

1	平成28年9月15日付 長寿第248号	(本書)
2	平成28年9月9日付 厚生労働省通知	「介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」
3	同(別添1)	「水害や土砂災害から命を守るために！～社会福祉施設など災害時要配慮者利用施設の管理者の皆様へ～」(内閣府作成)
4	同(別添2)	「今後の水害等に備えた警戒避難体制の確保について(周知依頼)」平成28年9月2日付厚生労働省事務連絡
5	同(別添3)	「防災ガイドBOOK(震災対応編)」平成25年11月(全国グループホーム団体連合会)
6	同(別添4)	「土砂災害(河川の氾濫)対応マニュアル」平成28年9月(神戸市老人福祉施設連盟災害対策委員会)
7	同(別添5)	7.(別添5)「高齢者施設における防災計画作成指針(チェックシートのみ抜粋)」平成25年1月(石川県健康福祉部)
8	その他参考資料1	指針原文掲載ページURL(石川県HP) http://www.pref.ishikawa.lg.jp/ansin/wam/tuuchi/tuuchi_287.html
9	その他参考資料2	「介護保険施設等における防災対策の強化について」平成24年4月20日付厚生労働省通知
10	その他参考資料3	「社会福祉施設等における非常災害対策及び入所者等の安全の確保について」平成28年9月1日付厚生労働省通知
11	その他参考資料4	「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」平成27年8月(内閣府作成)

※ 上表の2. 平成28年9月9日付け厚生労働省通知の3に記載のとおり、同通知の(別紙)3 対象施設に掲げられている施設等を対象とした全国調査が、今年度、実施されます。

※ **対象施設に対しては、各許認可権者より「非常災害対策計画」及び「避難訓練」等の取組状況の確認が、適宜、実施される見込みです。**